

神女の家の系譜

森 正康



綾延神社最後の神女（右下、1910年）

男女共同参画社会の進展とともに、女性の社会進出にも目覚ましいものがある。その一方で、医者や教師など男性を中心として展開されてきた社会においては、女性がその任に就いたならば女医・女教師などとこれを表現する慣しが続いてきた。裏を返せば、それらが女性の担任する分野ではなかったことを示唆している。同様に、女性を「穢れ」の対象として捉え、特定の場所や空間などから排除しようとする力も強く、場合によっては「女人禁制」という社会システムを生み出した。その結果、大相撲の上俵や山岳信仰の聖地を始めとして、今日に至るまで強い規制力が働き続けているところも少なくない。

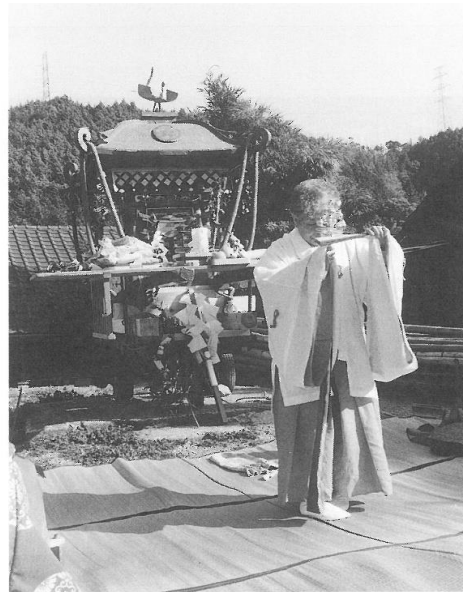
さて、こうした既存の価値観から導き出される女性像は、男性を中心とした「正の民俗」に対して「負の民俗」として位置づけられることが多かった。そして、女性の存在を民俗文化の枠組みの周縁部へと追いやってしまった。しかしまた、女性を中心とした民俗が存外に受け

継がれてきた事例も、存在する。

例えば、女人禁制とは相反する価値観である「女性司祭」の制度が各地に継承されてきたことなどは、あまり知られていない。事実、伊勢神宮の斎宮や京都・賀茂社の斎院は、中古に廃されて久しいものがある。さらには、明治政府が既存の祀職制度に介入したことによって、女性司祭者は、公的には排除されてしまった。そして、神職＝男性という一般的理解が確立し、女性は神楽舞や神饌運搬の役割を担うことなどに限定された。その一方で、戦後の人手不足に対する緊急措置として始まった女性神職制度は、漸次、増加傾向を示した。神社本庁傘下の神社に限っても、既に神職総数の一割を越え、全国では二千名に及ぶ。

それでは、女性神職はかつての女性司祭者たちの復活かといえば、実は基本的な性格を異にするところが多いのである。その一つが、今取り上げたイエ（家）の「系譜」認識の在り方であろう。つまり、男性が中心となつて後継するといふ一般的な日本のイエ制度に基づいた理解とは異なり、婚姻を前提としながらも女性の系譜をもつて行う方法が、広く存在してきたのである。

例えば、秋田県秋田市の旧久保田城内にある八幡神社は、藩主・佐竹氏の氏神であり、同氏の転封とともに常陸太田市から勧請された神社であるが、ここに「露」という世襲の神女がいて明治初年まで神事を主宰した。もともと、鎌倉の鶴岡八幡宮に仕えた神女で、佐竹氏が常陸太



大州市や喜多郡には、神楽神女の家が残る。



江戸時代の神女の許状（秋田県本荘市）

田へ八幡神社を勧請したとき以来の家だという。この家は、代々娘譲りによる女系の系譜によって祀職を伝えてきた。夫は藩の中級武士であったが、基本的には神女「露」の夫として位置づけられた。また、同県仙北郡神宮寺町の八幡神社の神女「友子」の家も同様の系譜関係が見られ、夫も近世後期には神職に取り立てられた。ちなみに秋田県下には、神職許



現代の少女たちによる神女神楽

状など公的な承認を得た神女の存在が多数確認される。

さて、愛媛県下にも、女系原理を優先させた神女の系譜が存在したことは、知られていない。大三島の大山祇神社には、「内子」という神女職が置かれているが、明治初年までは神職同様に世襲制度によ

って続いていた。三軒の家筋が就任の順に「一」三の内子職を務め、母から娘へとイエを後継したのである。なかでも一の内子は、大山積神を祀る本社に左右にある上津社・下津社の祭祀に当たり、杜殿の扉を開いて殿内に入り、夏冬の神衣を取り替えるという極めて重要な役割を担った。もともと、男性神職を中心とした当社の社家制度のなかでは、儀礼の軽重と社中の序列には隔たりが見られ、その位置づけは概して低く、経済収入も極く僅かであった。また、近世末には、娘譲りから嫁譲りへの要望書が出されたりするが、女性を中心とした神女の家系として明治まで続いたのである。

県下には、他にもその職掌は異なるが、久万町の三島神社や丹原町の綾延神社にも近世を通して神女の家筋が存在した。綾延神社では、一の神子・二の神子と二軒の家があり、杜中の鈴神楽を奏進することにも、末社祭祀の一部を担当していた。このように、女系による神女職継承の事例を広く確認してみると、もはや、日本本土の神社祭祀やイエ制度も、これまでのような男系原理のみでは捉えきれないことが、明らかである。

より・まさやす 一九五三年、重信町生まれ。松山東雲短期大学助教授・綾延神社（丹原町）宮司。これまで断片的に集めてきた「神女神女」の資料も、そろそろまとめをしなければと思いつつ、新しい世紀を迎えてしまいました。年男の今年（巳年）は、蛇足をつけても前進したいと念願しています。